

## 倉敷市立帯江小学校 令和2年度いじめ問題対策基本方針

### いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間案件で推移している。原因の多くは、友達へのからかいや悪口等の言葉によるトラブルである。また、高学年においては、SNSを使用している児童も見られ、これを原因とするトラブルの発生も懸念される。今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別によるトラブルが生じる可能性も考えられる。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するために、いじめに関して全教職員で共通理解し、学校全体で考えていく必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許さないという強い姿勢を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そのため、いじめ対策委員会には、全教職員が参加し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取り組みを行う。
  - ・児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
  - ・いじめの早期発見のために学期2回、生活アンケートを行い、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- 〈重点となる取組〉
- ・学級経営の充実…ソーシャルスキルトレーニングや生活アンケート等を生かして、児童の実態を十分に把握しよりよい学級経営に努める。
  - ・情報モラルの指導…全校児童のスマートフォン、インターネット等の使用状況を調査し、現状把握と情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

#### 保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等により、保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を図る。
- ・いじめ防止基本方針を学校ホームページで公開することで、地域との連携を図り、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

#### 学 校

##### いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担うとともに、いじめの相談窓口、発生した事案への対応を行う。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・年12回（毎月の職員会議）
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼・終礼等で伝達。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外；カウンセラー、SSW、PTA会長 等
  - ・校内；全教職員

#### 関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・倉敷市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭
- 
- 〈連携機関名〉
- ・倉敷警察署
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施
  - ・定期的な情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

#### ① いじめの防止

〈学級経営の充実〉

- ・分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・ソーシャルスキルトレーニングや生活アンケート等を生かして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

〈道徳教育の充実〉

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動を人権教育の視点に立って行い、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・日々の教育活動やなかよし週間などの取組において、だれとでも分け隔てなく仲良くしていこうとする態度を育てる。（今年度は特に新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別がないように留意する。）

〈インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策〉

- ・全校児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をする等をして迅速に対応する。

〈学校相互間の連携協力体制の整備〉

- ・中学校や幼稚園や保育園と情報交換や交流学習を行う。

#### ② 早期発見

〈実態把握〉

- ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。
- ・児童の日常の様子（朝、帰りの会や健康観察、授業中等）を観察する。

〈情報共有〉

- ・全ての教職員が児童のサインを見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行う。毎週金曜日は児童理解の時間をとり、気になる児童の報告を行うことで、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を整える。

〈家庭への啓発〉

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、電話連絡や家庭訪問を通して学校での児童の様子を伝える等し、家庭におけるいじめへの対応に対する啓発を行う。

#### ③ いじめへの対応

〈いじめの有無の確認〉

- ・児童がいじめをうけているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。

〈いじめへの組織的対応の検討〉

- ・いじめに組織的に対応するために、いじめ対策委員会を開催する。

〈いじめられた児童への支援〉

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

〈いじめた児童への指導〉

- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の成育環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。